

食安輸発0131第1号
平成26年1月31日

各検疫所長 殿

医薬食品局食品安全部監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公印省略)

食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令の実施について
(韓国産養殖ひらめ及びその加工品)

標記については、平成25年3月29日付け食安輸発0329第1号（最終改正：平成26年1月24日付け食安輸発0124第1号）にて通知したところです。

今般、韓国政府よりひらめの養殖場等の新たな登録リストが提出されたことから、同通知の別表19を別添のとおりとしますので、御了知の上、関係営業者への周知方よろしく申し上げます。